相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市宮原町一三五五番地、最後の住所山梨県甲府市宮原町二一七番地六
被相続人　亡　清水　正敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十一日
山梨県甲府市中央一丁目九番六号青柳ビル三階川手一郎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　木暮　利壱

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市臼田三三六番地、最後の住所長野県佐久市下小田切四四五番地三
被相続人　亡　髙橋より子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十一日
事務所長野県佐久市臼田二一八二番地
相続財産管理人　遠山　雅子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊川市旭町一四番地、最後の住所愛知県豊川市宿町金山八六番地パレス葵三一三号
被相続人　亡　神谷　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十一日
愛知県豊橋市呉服町三六番地大丈ビル三階
清水政和法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水ちはる

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉南郡岬町深日八四〇番地、最後の住所大阪府泉南郡岬町深日二六〇二番地の一
被相続人　亡　北村　行廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十一日
愛知県豊橋市呉服町三六番地大丈ビル三階
清水政和法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水ちはる

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉南郡岬町深日八四〇番地、最後の住所大阪府泉南郡岬町深日二六〇二番地の一
被相続人　亡　北村　行廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十一日
大阪市中央区高麗橋三―一―一四高麗橋山本ビル五階
相続財産管理人　弁護士　丹羽　浩介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市宮本町一八〇番地、最後の住所大阪府岸和田市土生町七七番地
被相続人　亡　矢津キヨコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十一日
大阪市北区西天満四丁目三番四号御影ビル二階　相続財産管理人弁護士　野村　剛司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県宇和島市祝森甲一一一五番地、最後の住所愛媛県北宇和郡松野町大字豊岡三〇一一番地一
被相続人　亡　三好　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十一日
愛媛県宇和島市佐伯町二丁目三番二九号
相続財産管理人　増田　吉利

無縁墳墓等改葬公告

宅地造成工事のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十七年十二月十一日
愛媛県宇和島市佐伯町二丁目三番二九号
相続財産管理人　増田　吉利

無縁墳墓等改葬公告

宅地造成工事のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

一、墳墓等所在地　徳島県板野郡板野町下庄字松ノ本二八―三
一、墳墓等の名称　なし
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一、改葬を行おうとする者　徳島県板野郡板野町下庄字松ノ本二九―三　林　敏彦

債権申出の公告（第一回）

当厚生年金基金は、平成二十七年十一月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当厚生年金基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月十一日
千葉県千葉市中央区中央港二丁目五番地
千葉県管工事業厚生年金基金
代表清算人　臼倉　進

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成27年12月11日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社北海道チャイナワーク　②海外旅行・国内旅行　③北海道知事登録旅行業第3―436号　④株式会社北海道チャイナワーク　札幌市中央区北2条西3丁目1番地敷島ビル　代表取締役　張相律　⑤本社営業所　札幌市中央区北2条西3丁目1番地敷島ビル　⑥平成14年3月22日　⑧平成27年11月19日　⑩300万円　⑪北海道知事　⑫株式会社北海道チャイナワーク　札幌市中央区北2条西3丁目1番地敷島ビル　代表取締役　張相律

B　①有限会社東京フレンドツアー　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3―5214号　④有限会社東京フレンドツアー　東京都墨田区両国二丁目17番17号　取締役　田中忍　⑤本社営業所　東京都墨田区両国二丁目17番17号　⑥平成14年9月12日　⑧平成27年10月21日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区神田須田町2番地　有限会社東京フレンドツアー　取締役　金鐘佰

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十七年十一月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月十一日
東京都文京区千石四丁目四五番一四号小林ビル三階
日本造船・関連工業厚生年金基金
清算人　吉三　晋平